

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1. 事業者

事業者の名称	医療法人 叙叙会
法人 所在地	福山市南蔵王町 5 丁目 14 番 5 号
代表者 氏名	理事長 西垣 秀尊
電話 番号	084-943-7171

## 2. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。

要介護者の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援する為「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

## 3. 概要

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	わかばケアプランセンター
所在地	福山市南蔵王町 5 丁目 14 番 43 号 フレグランス蔵王 101 号
介護保険指定番号	3471509566
サービス提供地域	福山市ただし川口・曙・新涯・野上・沖野上・駅家・加茂・山手・神辺の一部を除く

※上記地域以外の場合でもご希望の方はご相談下さい

### (2) 当法人のあわせて実施する事業

種類	事業者名	事業者指定番号
訪問看護	マーガレット	3461590279
通所リハビリテーション	ひまわり	3411513017

### (3)職員体制

従業員の職種	区分	業務内容	人数
管理者	常勤	事業所の運営および業務全般の管理	1(兼)
介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1

### (4)営業日および営業時間

営業日	月曜日～土曜日
休業日	日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月30日～1月3日
営業時間	午前9時30分～午後5時（時間外は電話にて対応）
緊急連絡先	090-9734-1025

### (5)居宅介護支援サービスの実施概要

事項	備考
課題分析の方法	MDS-HC方式を使用し、厚生省の標準課題項目に準じて最低月1回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う
研修の参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
担当者の変更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能
アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

要介護認定の申請に係る援助 利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。介護保険施設等の紹介 利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

## (6) 利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費(Ⅰ)	介護支援専門員 1 人あたりの	要介護 1・2	1086 単位
	担当件数が 40 件未満	要介護 3・4・5	1411 単位
居宅介護支援費(Ⅱ)	介護支援専門員 1 人あたりの	要介護 1・2	544 単位
	担当件数が 40～59 件	要介護 3・4・5	704 単位
居宅介護支援費(Ⅲ)	介護支援専門員 1 人あたりの	要介護 1・2	326 単位
	担当件数が 60 件以上	要介護 3・4・5	422 単位
介護予防支援費	要支援 1・2		472 単位

## (7) 利用料金及び居宅介護支援費 (減算)

特定事業所集中減算	<p>正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等</p> <p>指定訪問介護・指定通所介護・指 定地域密着型 通所介護・指定福祉 用具貸与</p>	1 月につき 200 単位減算
運営基準減算	<p>適正な居宅介護支援が提供でき ていない場合</p> <p>運営基準減算が 2 月以上継続して いる場合算定できない</p>	基本単位数の 50%に減算

## (8) 加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は診療所に入院した当日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250 単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院してから翌日または翌々日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位
イ) 退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位
ロ) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位
ハ) 退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位
ニ) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位
ホ) 退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900 単位

緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位
通院時情報連携加算	利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い医師等から利用者に関する必要な情報を受けた上で居宅サービスに記録した場合	50 単位
ターミナルケアマネジメント 加算	利用者・家族が在宅でのターミナルケアを受ける事を同意した上で死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、利用者又はその家族の同意を得て居宅を訪問し、心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合	400 単位

※交通費に関しては通常の実地地域を越えて行う場合は、その実費を徴収いたします。

なお、自動車を使用した場合の交通費は1kmにつき 20 円とさせていただきます。

※保険料の滞納により、法廷代理受領を出来なくなった場合は、一ヶ月につき要介護度に応じて所定の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日お住まいの市区町村窓口へ提出しますと、全額払い戻しが受けられます。

#### 4. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

##### (1) 当事業所相談窓口

相談窓口	わかばケアプランセンター
担当者	村上 健一
電話番号	TEL 084-943-7171 (第一病院経由となります) 090-9734-1025 FAX 084-943-7900
対応時間	9:30 ~ 17:00
所在地	福山市南蔵王町 5 丁目 14 番 43 号 フレグランス蔵王 101 号

##### (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

###### ①苦情原因の把握

苦情または相談があった際には状況を詳細かつ正確に把握する為、場合によっては訪問を実施するなど速やかに聞き取りや事情確認を行う。

特に当事業所に関する苦情である場合には、利用者側の立場に立って事実の関係の特定を行う。

###### ②検討

苦情又は相談を受けた場合、利用者の意見・主張を尊重した上で適切な対応方法を検討し、検討した内容の記録を行う。

### ③相談・報告

苦情又は相談があれば在宅部統括、病院内看護部長に報告を行う。また必要な場合は相談を行う。必要に応じて各事業所に報告、相談を行う。関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ対応内容等の結果報告を行う。

### (3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

#### ①事実確認

苦情があった事業所に対し事実確認を行い、必要に応じて対象事業所の管理者等と協議を行う。

#### ②再発防止に向けた取り組み

苦情内容についてサービス担当者会議等での情報の共有を行い、再発防止・サービスの向上に取り組む

### (4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

#### 外部苦情相談窓口

福山市	928-1166
国民健康保険連合会	082-554-0783
地域包括支援センター南蔵王	940-1130
地域包括支援センター引野	940-5090
地域包括支援センター坪生	947-9090

### 5. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のとおり対応を致します。

#### ①事故発生時の報告

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合に、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

#### ②事故発生後の対応

前項の事故の状況及び事故に際して行った処置を記録する。

利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

### 6. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

## 7. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ① 利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ② 入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

## 8. 秘密の保持

- ① 事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。  
この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ② 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- ③ 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

## 9. 人権擁護と高齢者虐待防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者を選定しています。  
虐待防止に関する責任者 管理者 村上健一
- ・当事業所は、虐待防止のための指針を整備しています。
- ・当事業所は、成年後見制度の利用を支援します。
- ・当事業所は、身体拘束廃止に向けた取り組みの指針を整備しています。
- ・当事業所は、人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止の委員会及び啓発するための研修を定期的に行います。
- ・当事業所は、従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス・ハラスメント体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ・サービス提供中に、当事業所の従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居 人等)による虐待や身体拘束を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを記録し市町村等に通報します。

## 9. 利用者自身によるサービスの選択と同意

①利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

- ・ 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事や、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由について説明を求めることができます。
- ・ 特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- ・ 居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

②末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

## 10. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画にそった研修及び訓練を実施します。

